



発行 東京都

目次

規則

- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）……………一
- 東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………二
- 東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則の一部を改正する規則……………（同）……………四

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二一件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………七

公告

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

規則

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百二十七号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）の一部を次のように改正する。第二十条第五項第二号ハ中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。別記第五号様式中

総重量	kg	,
車両重量	kg	,
処理重量	kg	,
単価	円	
廃棄物	領収金額	円

を

総重量	kg	廃棄物	円
車両重量	kg	単価	円
処理重量	kg		
領収金額			円（税込み）
			内消費税
			円

に、

「代表者 職・氏名 ①」を「代表者 職・氏名 ②」に改める。

（登録番号（東京都） T8000020130001）」

別記第七号様式中

「東京都環境局長

「東京都環境局長

」を

（登録番号 T8000020130001）」

「1 手数料額

円

円（税込み）」を

「1 手数料額

円、10%対象（税込み）

円」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制（平成三年東京都規則第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一夏服の部ネクタイの項中「えんじ色又は」を削り、同表執務服の部上衣の款地質の項中「紺系色」を「濃紺色」に改め、同款製式の項中

台襟付きシャツカラーのアンダーシャツ型とし、袖は付け袖とする。
 前中心は、台襟に地質と類似の色のボタン一個を付け、ファスナで留める。
 袖口は、ファスナ開きとする。
 左右胸部に蓋付きアウトポケットを各一個付け、地質と類似の色のボタンで蓋を留める。
 左袖にペンポケットを付ける。
 背部には片名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「T O K Y O F I R E D E P T .」と黄色で併記する。

を

シャツ型、台襟付きシャツカラーとする。
 袖は四枚接ぎとし、袖下に脇身頃続きのマチ切替えを付ける。
 前中心は、ファスナで留める。
 袖口は、ファスナ開きとする。
 左右胸部にファスナ開き片玉縁ポケットを各一個付ける。
 左袖にペンポケットを付ける。
 背部には片名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「T O K Y O F I R E D E P T .」と黄色で併記する。
 左右肩部前側に濃紺色、背部片名標示の下部に反射性能を有するオレンジ色のパイピングを縫い込む。

に改

め、同款肩章の項中「襟側を地質と類似の色のボタン一個で留める」を「先端は二条ステッチで縫い付ける」に改め、同部ズボンの款製式の項中

すそシングルのタック付き長ズボンとし、前面中央をファスナ開きとする。両も及び後ろ左右に切り込みポケットを各一個付ける。

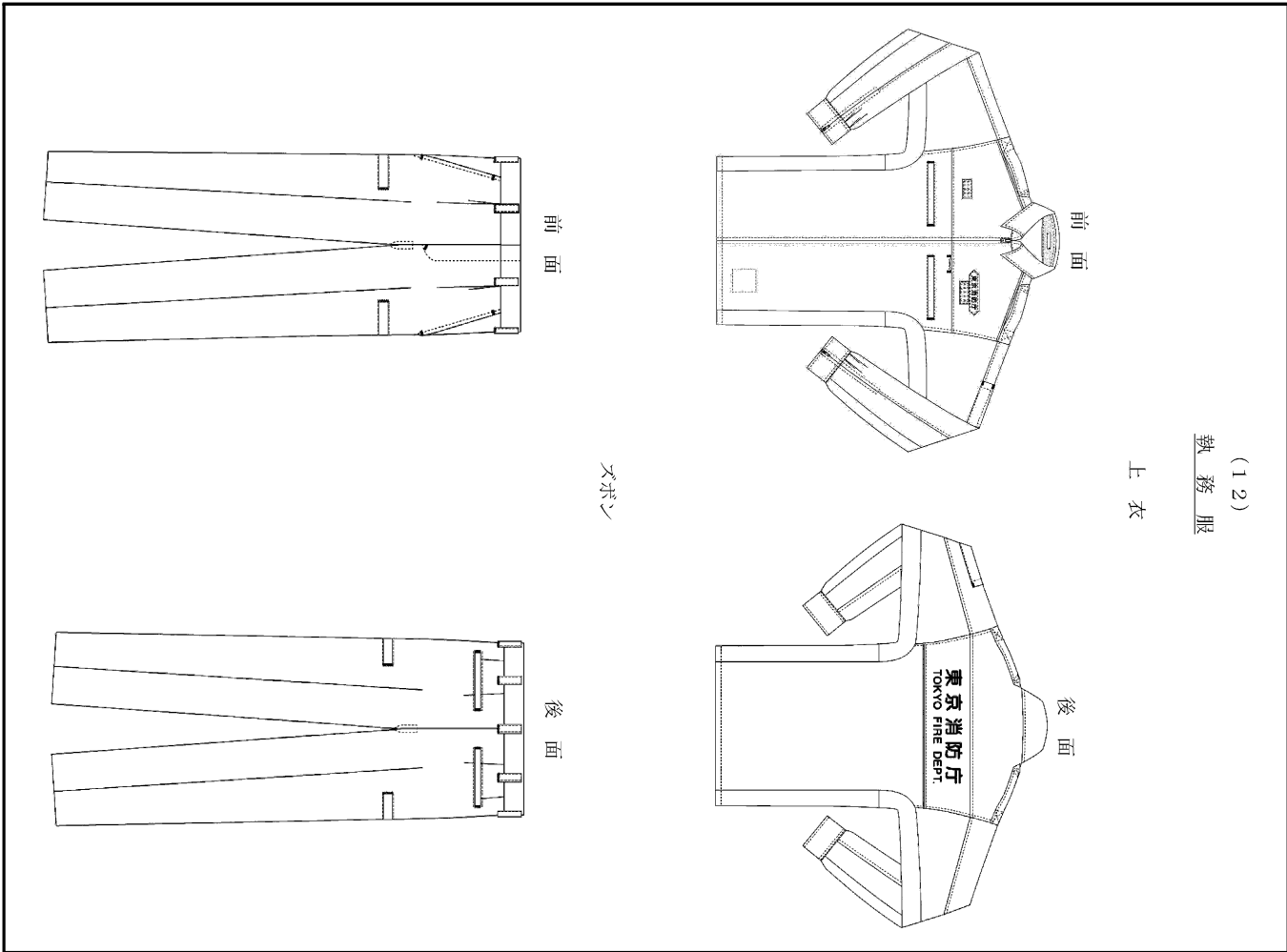
を

すそシングルのタック付き長ズボンとし、前面中央をファスナ開きとする。両も及び後ろ左右に切り込みポケットを各一個付ける。左右身頃にファスナ開き片玉縁ポケットを各一個付ける。

に改

め、同部バンドの項中「紺系色」を「黒色」に改める。

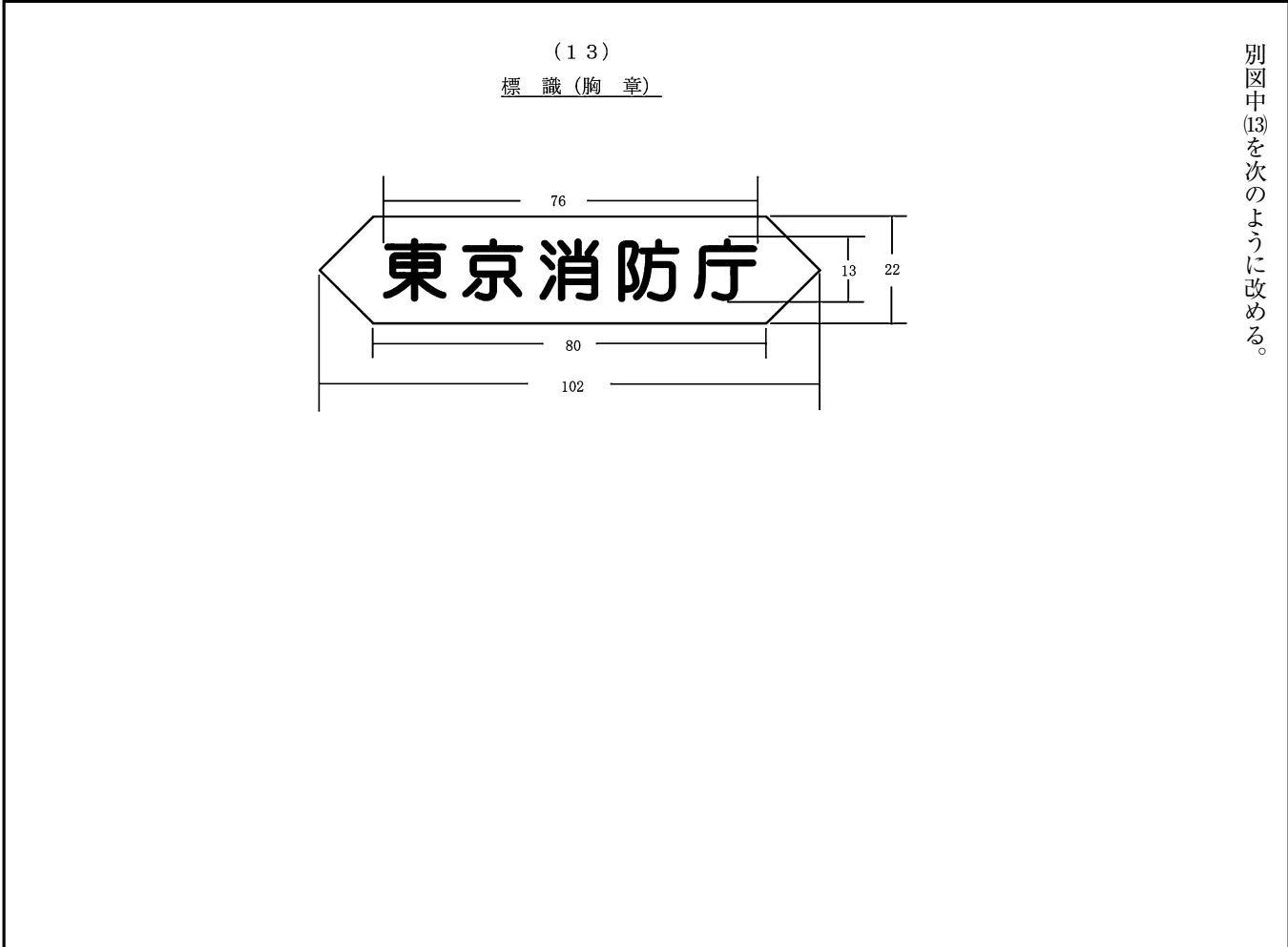
別表第六冬救急服の部上衣の款製式の項及び標識の項中「濃い灰色」を「紺色」に改め、同款肩章の項中「白色の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに」を削る。別図中(12)を次のように改める。



(12)
執務服

上衣

大ボツ

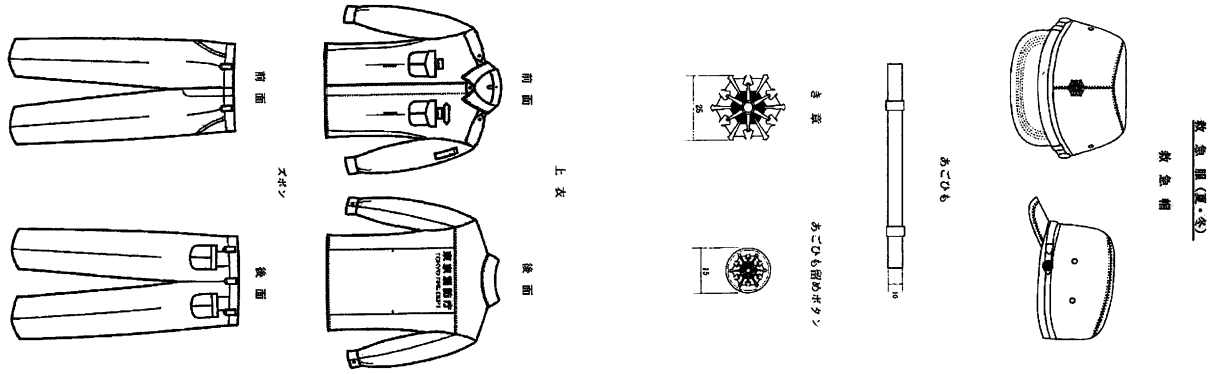


(13)
標識 (胸章)

別図中(13)を次のように改める。

別図中(2)を次のように改める。

(27)



附則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の執務服については、当分の間、なお使用することができる。

東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則(昭和二十四年東京都規則第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「十月から翌年五月まで」を「十一月から翌年四月まで」に、「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に改める。

別表一の一部ネクタイの項中「二」を「一」に改め、同部靴下の項を削り、同表二の一部ネクタイの項中「二」を「一」に改め、同部靴下の項を削る。

附則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京消防庁消防吏員の給与品及び貸与品規則の規定により既に支給されている男性消防吏員及び女性消防吏員のネクタイ及び靴下については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第十二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

渋谷区道玄坂二丁目五百七十七番一
及び同番二
令和五年九月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千二百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

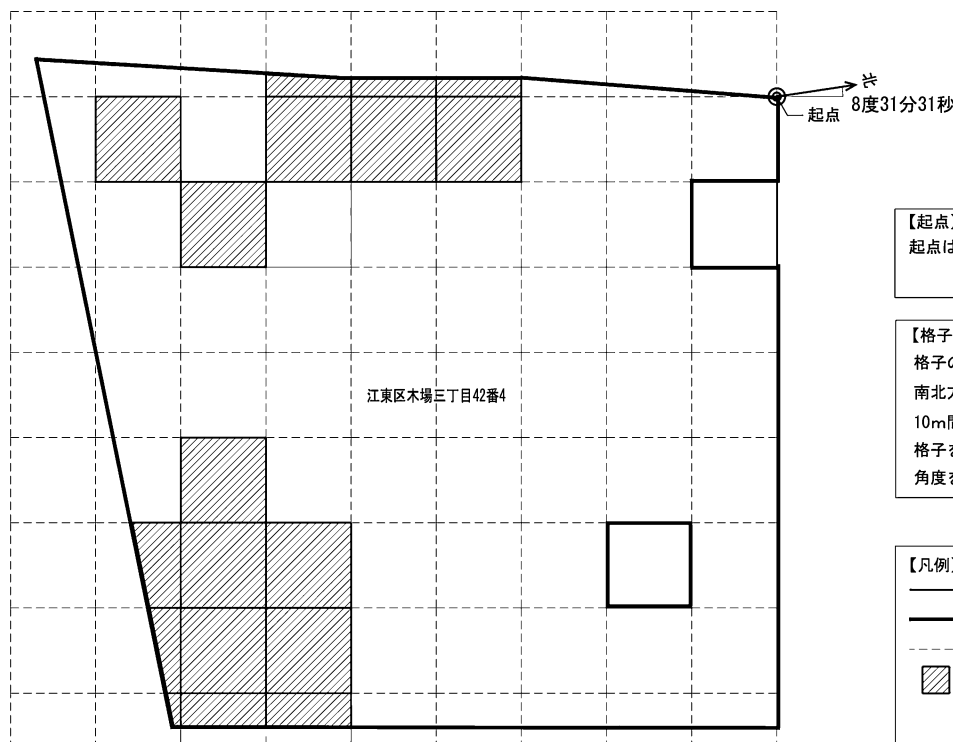
令和五年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区木場三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
起点は江東区木場三丁目42番4の最北端とする。

【格子の回転角度（8度31分31秒）】
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点の中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 調査範囲
- - - 単地区画線
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二十七号

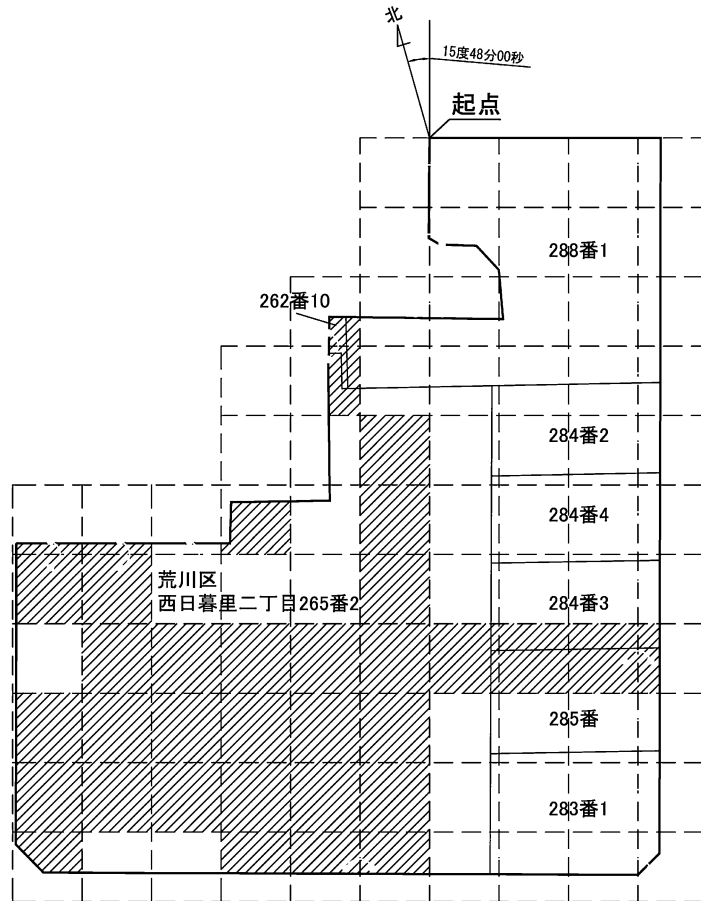
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西日暮里二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、荒川区西日暮里二丁目288番1の最北端とする。

格子の回転角度【15度48分00秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

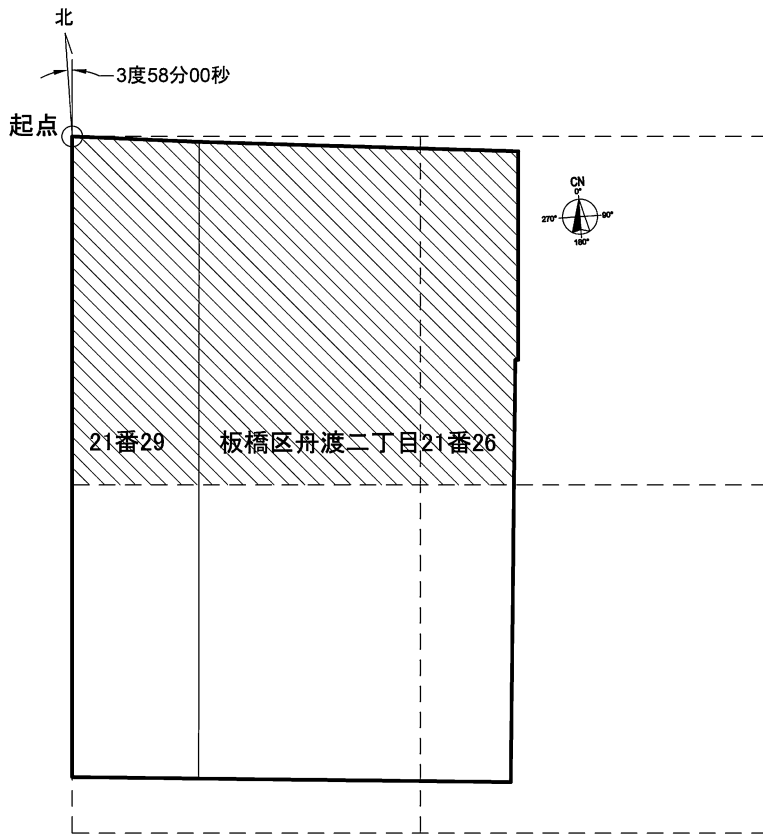
一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区舟渡二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、板橋区舟渡二丁目21番29の最北端とする。

【格子の回転角度(3度58分00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市学園三丁目二十六番二並びに二十七番一及び同

番四の各一部、同番五、同番六並びに二十八番五の一部

国立市富士見台四丁目二十五番四及び同番五

国分寺市日吉町一丁目二十四番十三

中央区銀座六丁目二番一号
三信住建株式会社
代表取締役 信田 博幸
新宿区新宿五丁目八番一号
日神不動産株式会社
代表取締役 坂入 尚

佐伯 義雄
高橋 一生

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)多摩川住宅商業施設整備事業

二 店舗所在地 調布市染地三丁目一番地八百十五外

三 設置者名 生活協同組合コープみらい

四 意見

ア 聴取者 調布市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和五年九月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年九月二十七日から同年十月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

